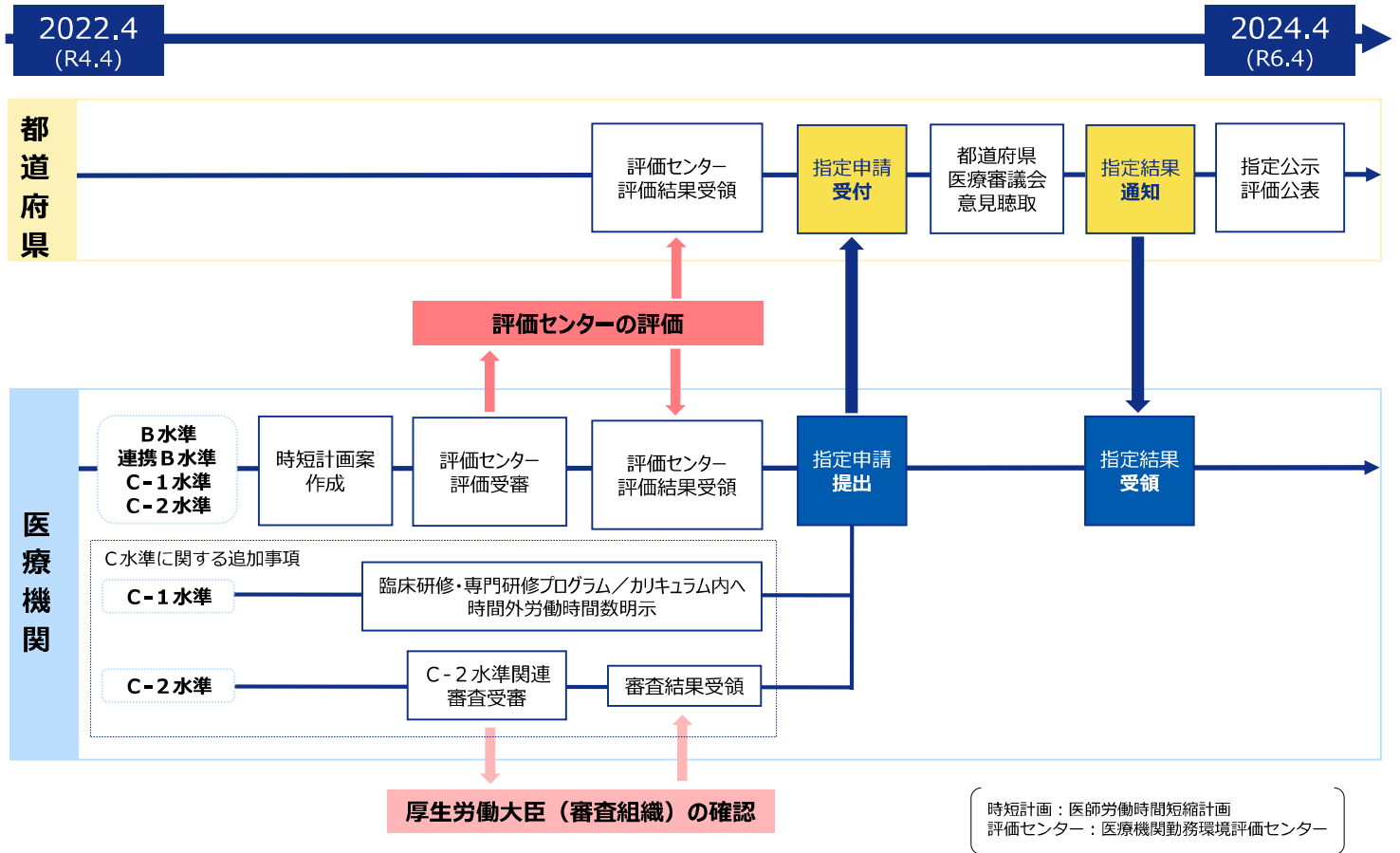


特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

厚生労働省 資料抜粋



① 医師労働時間短縮計画の作成

医師労働時間短縮計画作成ガイドライン 第1版

令和4年4月1日に厚労省ホームページで公開済
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24850.html

ガイドライン中に、ひな型や作成例も提示。

医師労働時間短縮計画（ひな型）

計画期間

対象医師

1. 労働時間と組織管理（共通記載事項）

（1）労働時間数

- 年間の時間外・休日労働時間数の平均
- 年間の時間外・休日労働時間数の最長
- 年間の時間外・休日労働時間数 960 時間超～1,860 時間の人数・割合
- 年間の時間外・休日労働時間数 1,860 時間超の人数・割合

（2）労務管理・健康管理

- 労働時間管理方法
- 宿日直許可の有無を踏まえた時間管理
- 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続等
- 労使の話し合い、36 協定の締結
- 衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制
- 追加的健康確保措置の実施

（3）意識改革・啓発

（4）策定プロセス

※上記（1）から（4）の項目ごとに「前年度の取組実績」「当年度の取組目標」「計画期間中の取組目標」を記載する。（（4）策定プロセスは除く。）

2. 労働時間短縮に向けた取組（項目ごとに任意の取組を記載）

以下の項目ごとに、最低1つの取組を記載。

（1）タスク・シフト／シェア

- 例：・職種に関わりなく特に推進するもの
- ・職種毎に推進するもの

（2）医師の業務の見直し

- 例：・外来業務の見直し
- ・宿日直の体制や分担の見直し
- ・オンコール体制の見直し
- ・主治医制の見直し

（3）その他の勤務環境改善

- 例：・ICTその他の設備投資
- ・出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援
- ・更なるチーム医療の推進

（4）副業・兼業を行う医師の労働時間の管理

- 例：・副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理
- ・副業・兼業先との勤務シフトの調整
- ・副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請

（5）C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

- 例：・教育カンファレンスや回診の効率化
- ・効果的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実
- ・個々の医師に応じた研修目標の設定とこれに沿った研修計画の作成

※上記（1）から（5）の項目ごとに「計画策定時点での取組実績」「計画期間中の取組目標」を記載する。

25

② 評価センター評価受審

医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン (評価項目と評価基準) 第1版

令和4年4月1日に厚労省ホームページで公開済
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24850.html

(項目例) 1.1.2 人事・労務管理の仕組みと各種規程の整備・届出・周知

【評価の視点】 人事・労務管理の仕組みや各種規程が適切に整備され、届出、周知がされていることを評価する。

- 【評価の要素】
- ・ 就業規則の整備・周知状況
 - ・ 賃金規程の整備・周知状況
 - ・ 育児介護休業に関する規程の整備
 - ・ 医師個人との雇用契約の締結と明示
 - ・ 時間外労働や休日等の正しい申告・管理のための医師への周知
 - ・ 宿日直許可の届出とその時間の取扱いの整備

6. 就業規則、賃金規程を作成し、定期的に見直しを行い、変更を行った際には周知されている	○or× (常に最新の状態を保っていれば○)
7. 就業規則、賃金規程をいつでも医師が確認することができる	○or× (各部署に配布、院内等に常時掲載しアクセス可能等であれば○)
8. 育児・介護休業に関する規程を作成している	○or×
9. 常勤・非常勤医師に対し、雇用契約を医師個人と締結し、雇用契約書又は労働条件通知書を書面で交付している	○or× (メール等を用いた電子交付でも差し支えない)
10. 常勤・非常勤医師に対し、入職時に、就業規則、賃金規程や労働時間の管理方法に関して、医師本人へ周知している	○or× (オリエンテーション時にレクチャーを行う、またはマニュアルの配布等をしていれば○)
11. 宿日直許可の有無による労働時間の取扱い(「宿日直許可のある宿直・日直」と「宿日直許可のない宿直・日直」)を区別して管理している	○or× (宿日直の時間が労働時間に該当するかがわかる資料があれば○)

※番号を○で囲んでいる項目は必須項目。必須項目の評価が×である場合は、評価保留となる。

27

全体評価の考え方

第15回 医師の働き方改革の推進に関する検討会
(令和3年9月15日)資料2 一部改変

全体評価に記載する事項

○ 全体評価に記載する内容を以下のように整理する。

1	2		3
労働関係法令及び医療法に規定された事項 (※1)	1以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組 (具体的な評価の基準は今後検討)		労働時間の実績 (※2) (改善の度合いで判断とするが具体的な評価の基準は今後検討)
	評価時点における取組状況	今後の取組予定	
	十分	十分	
	改善の必要あり	十分	
全てを満たす	改善の必要あり	見直しの必要あり	改善していない

※1: 1の労働関係法令に規定された事項及び医療法に規定された事項に改善が必要な場合は評価保留とする。

※2: 具体的には、B・連携B・C水準が適用されている医師の各水準ごとの平均労働時間数や、最長労働時間数、実際に年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超えた医師数等の実績を基本として検討する。

全体評価の考え方

- 上の表の整理に従って全体評価について定型的な文で示すこととすると、例えば以下になるのではないかと。
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
 - 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない
 - 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
 - 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である

28

都道府県が行う評価結果の公表イメージ（記載内容は一例）

○特定地域医療機関提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
	指定の種類	指定事由	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
X病院 所在地	特定地域 医療提供機関 (B水準)	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分にされている。労働時間短縮も進んでいる。 ※労働時間短縮に寄与したと考えられる取組等について記載	
	連携特定地域 医療提供機関 (連携B水準)	医師 派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分にされている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	都道府県においては、労働時間のより一層の短縮のため〇〇について支援を行うこととする。 ※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載
Y病院 所在地	特定地域 医療提供機関 (B水準)	居宅 等における 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	都道府県においては、労働時間の短縮のため勤務環境改善支援センターを通じて必要な支援を行うこととする。
	連携特定地域 医療提供機関 (連携B水準)	医師 派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われていることを訪問調査により確認した。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	医療機関により〇〇の取組が行われることを確認しており、都道府県としても必要な支援を行う。 ※労働時間短縮に向けて医療機関が行う取組を記載。
Z病院 所在地	特定地域医療 提供機関 (B水準)	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われていることを訪問調査により確認したが、見直しの必要がある。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	勤務環境改善支援センターによる支援の結果、労働時間の短縮に向けた取組の見直しが行われた。勤務環境改善支援センターを通して引き続き支援を行っていく。 29

③ C-1 水準

複数医療機関にまたがる臨床研修プログラムにおける想定労働時間の記載方法

第1回 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（令和3年9月24日）資料2 一部改変

例：X病院を基幹型臨床研修病院としたX病院〇〇臨床研修プログラムの場合

X病院〇〇臨床研修プログラム	病院名 (基幹・協力)	所在地 (都道府県)	時間外・休日労働 (年単位換算) 想定最大時間数	おおよその 当直・日直回数 *宿日直許可が取れている 場合はその旨記載	参考
	X病院(基幹)	東京都	1600時間	月1・2回 宿日直許可なし	時間外・休日労働(年単位換算) 前年度実績 約1700時間 対象となる臨床研修医 35名 (2021年度)
	イ病院(協力)	東京都	900時間	月1～3回 宿日直許可あり	約860時間 対象となる臨床研修医 5名 うち1名は3ヶ月の研修休止あり (2021年度)
	ロ病院(協力)	東京都	1500時間	夜間の勤務が週1回(救 急科研修を目的としてい るため)	約1580時間 対象となる臨床研修医 2名 (2021年度)
	ハ病院(協力)	山口県	100時間	臨床研修医の当直・日直 なし	臨床研修医の受入がないため 実績値なし
	ニ病院(協力)	富山県	1600時間	月1回 〇〇科と△△科のみ宿日 直許可あり	約1800時間 対象となる臨床研修医 2名 (2021年度)

※ 医師の働き方改革の推進に関する検討会において、毎年の研修医募集において、研修プログラム内の他の医療機関での労働時間も含め、募集前年度実績と想定時間外・休日労働時間数、当直・日直のおおよその回数と宿日直許可の有無を記載することとしている。

31

複数医療機関にまたがるプログラム／カリキュラムにおける想定労働時間の具体的な記載方法

第2回 医道審議会医師分科会医師専門研修部会（令和4年2月2日）資料2 一部改変

例：X病院を基幹施設としたX病院〇〇専門研修プログラムの場合

X病院〇〇専門研修プログラム	病院名 (基幹・連携)	所在地 (都道府県)	時間外・休日労働 (年単位換算) 想定最大時間数	おおよその 当直・日直回数 *宿日直許可が取れている 場合はその旨記載	参考
	X病院(基幹)	東京都	1600時間	月1・2回 宿日直許可なし	時間外・休日労働(年単位換算) 前年度実績 約1700時間 対象となる専攻医 35名 (2021年度)
	イ病院(連携)	東京都	900時間	月1～3回 宿日直許可あり	約860時間 対象となる専攻医 5名 うち1名は3ヶ月の研修休止あり (2021年度)
	ロ病院(連携)	東京都	1500時間	夜間の勤務が週1回 (集中治療室での勤務)	約1580時間 対象となる専攻医 2名 (2021年度)
	ハ病院(連携)	山口県	100時間	専攻医の当直・日直なし	専攻医の受入がないため 実績値なし
	ニ病院(連携)	富山県	1600時間	週1回 宿日直許可なし	約1800時間 対象となる専攻医 2名 (2021年度)

※ 医師の働き方改革の推進に関する検討会において、毎年の専攻医募集において、研修プログラム内の他の医療機関での労働時間も含め、募集前年度実績と想定時間外・休日労働時間数、当直・日直のおおよその回数と宿日直許可の有無を記載することとしている。

32

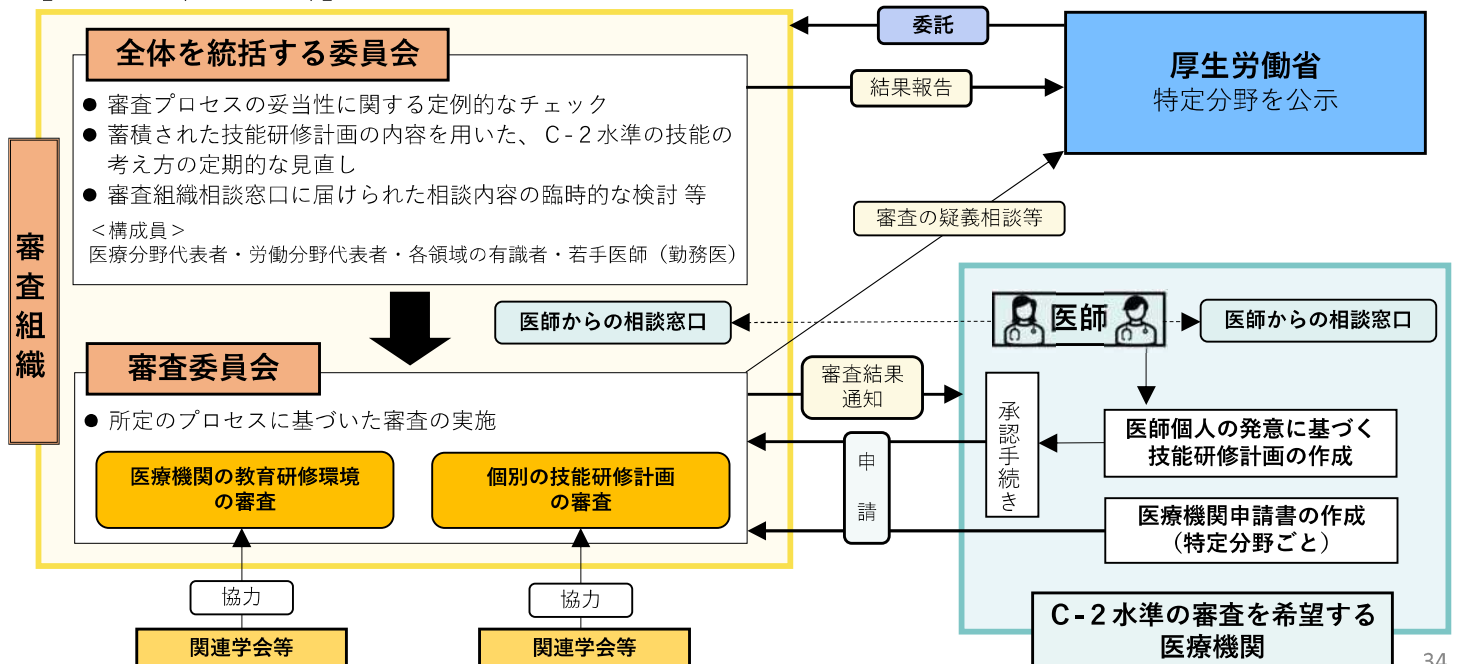
④ C-2水準

C-2水準の技能等に関する審査の運用について

令和3年10月14日 第16回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料1

- 審査組織については、C-2水準の審査業務に相当の専門性が必要になると想定されることから、関連学会等に協力を得る必要があるが、具体的な組織の運営方法については、以下のように、厚生労働省からの委託の形とし、各領域の関連学会等から審査への参加や技術的助言を得ることとする。
- 技能研修計画は、審査組織で審査を行うこととし、研修予定の具体的な技能の名称のみで審査が行われるのではなく、その計画内容を含めて審査が行われるものとする（個人の記載する当該技能の修得のために予定する症例数及びその他の業務と、設備や指導医といった医療機関の教育研修環境を総合して、技能研修計画は審査される）。

【審査組織(イメージ)】



C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能

「C-2水準の対象分野」において「C-2水準の対象技能となり得る技能」であって、その「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」が存在するもの

具体的には

1

「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域(19領域)において、
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

かつ

2

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術(先進医療を含む)

または

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技能

かつ

3

「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当

次のア～ウの1つ以上に該当

- ア) 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
- イ) 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
- ウ) その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

C-2水準に係る医療機関申請書

第17回 医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和4年3月23日)にて公開。分野ごとに申請。

C-2水準対象医療機関申請書(初回申請)

申請日	年 月 日	申請番号	
※申請者は記載不要			
(ア) C-2水準対象の指定を受けようとする医療機関に関する情報			
都道府県	医療機関名		
	上記リストにない場合		
(イ) 新たにC-2水準対象の指定を受けようとする分野(単一選択)			
対象分野(基本19領域)			
(ウ) C-2水準対象医療機関の指定要件			
対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由を記載してください			
(1) 学会等の施設認定			
(2) 指導体制			
(3) 設備			
(4) その他の教育研修環境	<input type="checkbox"/> 学術活動に適した研究倫理審査委員会を整備している。 <input type="checkbox"/> 学術活動に適した医学図書等を整備している。 <input type="checkbox"/> PubMed等の医学情報に関する検索システムを自由に利用出来る環境を提供している。 その他、教育研修環境として整備していることや提供していることがあれば記載してください。 ※論文の英文誌正をサポートする環境(専業翻訳会社)を有している。 ※研究費助成のためのシミュレーションセンターなどが出来る環境を提供している。 ※熟練技術に関する臨床研修に参加している。		
(エ) 以下の表に、本書種で申請する対象分野と同時に申請するC-2水準の技能名を記載してください (技能研修計画と同時申請である場合のみ)			
No	C-2水準の技能名		
1			
2			
3			
4			
5			
※欄が不足する場合は適宜コピーしてください。			
事務連絡等に係る担当者		フリガナ	
担当部長		氏名	
電話番号			
e-mail			

(ウ)の記載内容を証明する資料を下記に添付してください。

- (1) 指定を受けようとする分野に対する学会等から発行された施設認定証等の資料
- (2) 指導体制を証明する資料
(1)で記載した学会等の施設認定証で証明することが出来れば省略可
- (3) 設備を証明する資料
(1)で記載した学会等の施設認定証で証明することが出来れば省略可
- (4) 教育研修環境を証明する資料(年報や施設案内等)

C-2 水準に係る技能研修計画の申請書

第17回 医師の働き方改革の推進に関する検討会（令和4年3月23日）にて公開。1人1計画。

技能研修計画の申請書

申請日	年 月 日	申請番号	
-----	-------	------	--

※申請者は記載不要

(ア) 申請者に関する情報

フリガナ	性別
氏名	生年月日

申請者の連絡先

電話番号	医師番号
e-mail	医師登録年度

技能の修得・維持を予定している医療機関

都道府県	医療機関名
所属診療科(自由記載)	

保有専門医資格 (複数選択可)

基本19領域

<input type="checkbox"/> 01. 内科専門医 (総合内科専門医)	<input type="checkbox"/> 08. 眼科専門医	<input type="checkbox"/> 15. 臨床検査専門医
<input type="checkbox"/> 02. 小児科専門医	<input type="checkbox"/> 09. 耳鼻咽喉科専門医	<input type="checkbox"/> 16. 救急科専門医
<input type="checkbox"/> 03. 皮膚科専門医	<input type="checkbox"/> 10. 泌尿器科専門医	<input type="checkbox"/> 17. 形成外科領域専門医
<input type="checkbox"/> 04. 精神科専門医	<input type="checkbox"/> 11. 脳神経外科専門医	<input type="checkbox"/> 18. リハビリテーション科専門医
<input type="checkbox"/> 05. 外科専門医	<input type="checkbox"/> 12. 放射線科専門医	<input type="checkbox"/> 19. 総合診療専門医
<input type="checkbox"/> 06. 整形外科専門医	<input type="checkbox"/> 13. 麻酔科専門医	
<input type="checkbox"/> 07. 産婦人科専門医	<input type="checkbox"/> 14. 病理専門医	

その他専門医

<input type="checkbox"/> 消化器病専門医	<input type="checkbox"/> アレルギー専門医	<input type="checkbox"/> 呼吸器外科専門医
<input type="checkbox"/> 循環器専門医	<input type="checkbox"/> 感染症専門医	<input type="checkbox"/> 心臓血管外科専門医
<input type="checkbox"/> 呼吸器専門医	<input type="checkbox"/> 老年病専門医	<input type="checkbox"/> 小児外科専門医
<input type="checkbox"/> 血液専門医	<input type="checkbox"/> 神経内科専門医	<input type="checkbox"/> 乳癌専門医
<input type="checkbox"/> 内分泌代謝科専門医	<input type="checkbox"/> リウマチ専門医	<input type="checkbox"/> 内分分泌科専門医
<input type="checkbox"/> 腫瘍病専門医	<input type="checkbox"/> 消化器内視鏡専門医	<input type="checkbox"/> 放射線診断専門医
<input type="checkbox"/> 腎臓専門医	<input type="checkbox"/> がん薬物療法専門医	<input type="checkbox"/> 放射線治療専門医
<input type="checkbox"/> 肝臓専門医	<input type="checkbox"/> 消化器外科専門医	

その他① ()

その他② ()

その他③ ()

※その他の記入欄が足りない場合は、申請に関わる専門医資格を優先して記載してください。

いずれの専門医資格も保有していない場合、特記すべき事情があれば、下記に記載してください。

例、ライフイベントや留学、天災等により、専門医資格を更新できていないため。

(イ) 技能研修計画 ※必ず申請医師本人が記載してください

(1) 研修計画期間 (一度に申請できるのは最長3年)

開始	
終了	

(2) 技能の内容

領域(基本19領域)	技能名	例: 研修に添った研修手帳およびその更新期間管理
	研修または業務上必要な行為を組み合わせ、技能を习得(修得)	
C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> 高度技術の進歩により新たな要領した、保険外活動の診療・手術技術 <input type="checkbox"/> 高度かつ安全な医療を提供し続けるために、新たな高度が独立して高度可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術	
技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる場合 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 診療の時間枠を確保できない環境でなければ修得できない <input type="checkbox"/> 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない <input type="checkbox"/> その技能に関する手術・処置等が長時間に亘る	

(3) 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数

申請するC-2水準の技能の修得のために必要とされる個別の技能・技術等 ※修得者と異なる高度の高い修得技能を1項目(1次)に記載してください。	技能修得のために主体的に研修に携わる研修予定症例数(対象年度)			所属医療機関の年間見込み症例数	
	1年度	2年度	3年度	件	件
	件	件	件	件	件
	件	件	件	件	件
	件	件	件	件	件

※欄が不足する場合は適宜、行を挿入してください。

(4) その他、技能修得のために必要な事項

--

(ウ) 申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について

- 指定済 指定申請中 同時申請

(エ) 意思確認

- 当該技能研修計画は、自らの発意に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は申請技能の向上のために、やむを得ず900時間以上の時間外・休日労働を必要とする。

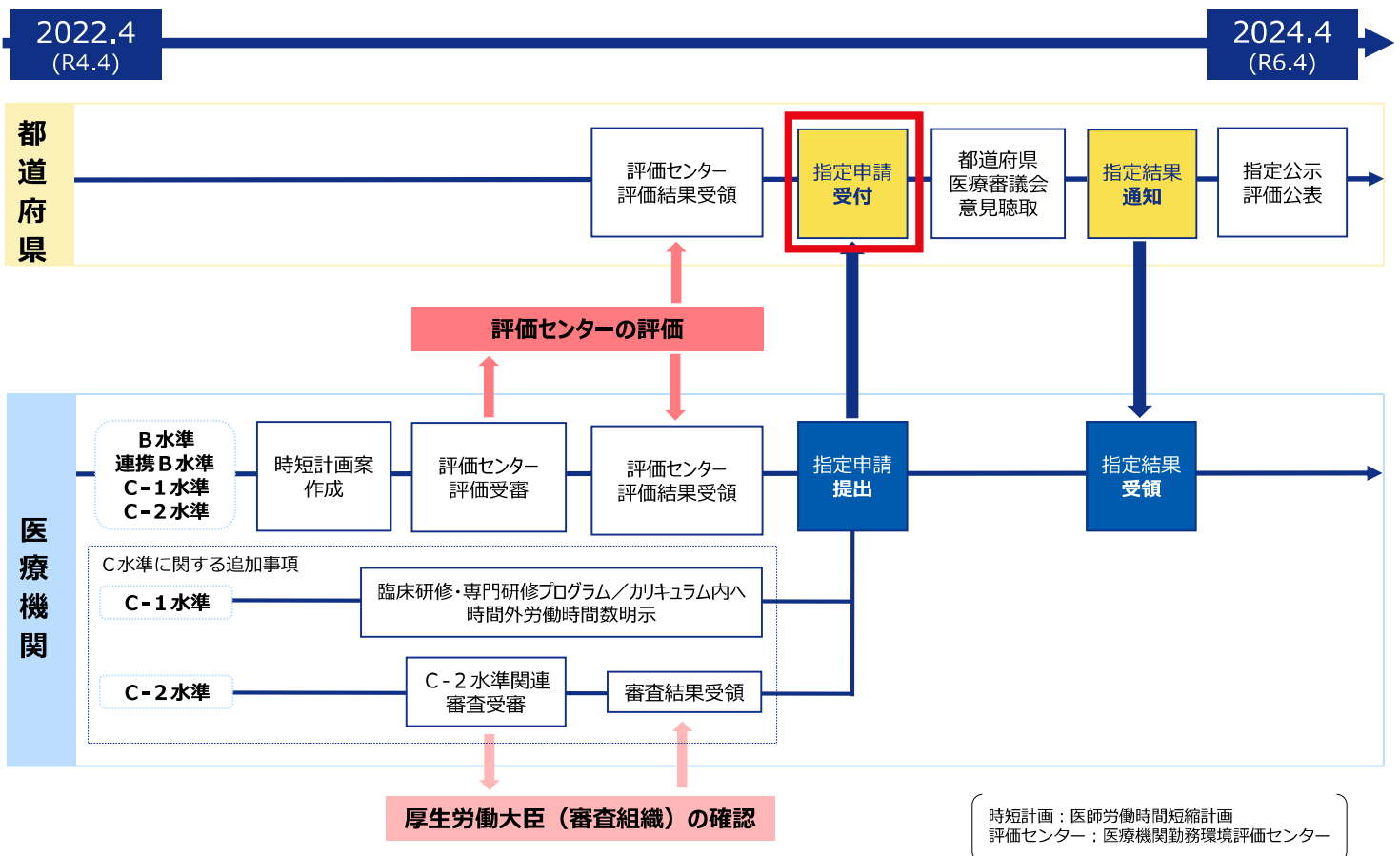
(医) 医療機関担当者記入欄 医療機関内の承認手続きを完了



都道府県における指定時の 確認書類 － 申請書と添付書類 －



特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



申請書 ～指定申請様式例（BC水準）～

医療機関が指定を希望する水準の申請書を都道府県へ提出します。

様式例1（特定地域医療提供機関（B水準）指定申請）

令和 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○ 殿

○○病院長 ○○ ○○

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定により、別紙のとおり申請する。

1. 開設者	
住所（法人であるときはその事務所の所在地）	※印欄
氏名（法人であるときはその名称）	※印欄
2. 指定を予定する医療機関	
管理者の氏名	※印欄
名称	※印欄
所在の場所	※印欄
3. 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）	
第1号 救急医療	
第2号 居宅等における医療	
第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	
4. 添付書類	
① 医師労働時間短縮計画（案）	
② 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類	
③ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	
④ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類	
⑤ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	

医療機関の住所や開設者・管理者の記名が必要となります。

添付書類は、水準毎に一部異なります。

9

添付書類：（各水準共通）医師労働時間短縮計画（案）

「医師労働時間短縮計画（案）」の内容から、申請医療機関の医師の労務管理体制等の状況を把握してください。

1. 労働時間数

- 年間の時間外・休日労働時間数の平均および最長
- 年間の時間外・休日労働時間数960時間超～1,860時間の人数・割合
- 年間の時間外・休日労働時間数1,860時間超の人数・割合

2. 労務管理・健康管理

- 労働時間管理方法
- 宿日直許可の有無を踏まえた時間管理
- 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続等
- 労使の話し合い、36協定の締結
- 衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制
- 追加的健康確保措置の実施

3. 意識改革・啓発

- 医療機関の管理者を中心とした、勤務環境改善の取り組み

添付書類：各水準に応じた必要書類

B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療機関であることを証明する書類 がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類</p>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣先医療機関からの辞令（匿名化） 医師に対する副業・兼業許可書 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類</p>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研修プログラム 専門研修プログラム <p style="text-align: right;">等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査組織による審査結果の通知書 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類</p>
医師労働時間短縮計画（案）			
共通書類	面接指導並びに休息时间確保体制が整備されていることを証する書類		
	医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類		
	労働法制にかかる違反、その他の措置がないことを証する書類		
	医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類		
評価センターによる評価結果の通知書			
医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類			

都道府県に~~お~~ける指定関連業務

